

石川県教育費負担軽減奨学金（新入生に対する一部給付の前倒し）のお知らせ

（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））【石川県内の私立高等学校等に在学する生徒用】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金を給付します。

◎希望する新入生に対して令和6年4月から6月までの3か月分を一部前倒して支給いたします。（6月申請受付 8月支給予定）

1. 支給要件・・・以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- ①保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税（0円）であること
（両親の場合は双方とも非課税であることが必要）
- ②令和6年4月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- ③対象となる生徒（高校生等）が就学支援金支給対象である私立高等学校等に在学していること
（対象となる学校：高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、
専修学校一般課程または各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校と
なっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省告示で定めるもの）

2. 早期給付額・・・世帯区分に応じて対象生徒1人あたり、以下の金額が給付されます。

世帯区分	給付額（3か月分）	通信制
ア 生活保護受給世帯	13,150円	13,150円
イ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～ 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯	35,650円	13,025円
ウ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～ 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	38,000円	13,025円

※高校生等が2人以上いる場合、1人目は「イ」その他は「ウ」となります。詳細は「対象確認シート」参照
 ※早期支給を希望しない場合は、令和6年7月1日時点の状況で今後申請いただき、県で認定を行ったうえで、対象となった場合は給付年額を一括で支給いたします。（令和6年12月末頃に支給予定）
 ※早期支給を希望した場合は、令和6年7月～翌年3月までの9か月分の給付金に関して、令和6年7月1日時点の状況で改めて申請いただき、県で認定を行ったうえで、対象となった場合に残りの給付額分を支給いたします。（令和6年12月末頃に支給予定）
 ※早期支給を希望した場合で、令和6年7月～翌年3月までの9か月分の給付金に関して不認定となった場合であっても、既に支給した令和6年4月～6月の3か月分の給付金について返還する必要はありません。

3. 申請方法

給付を希望する場合は、世帯区分に応じて「○」がついている書類を全て提出してください。

世帯区分	必要書類					
	① 申請書	②住民票	③申出書	④生業扶助 受給証明書	⑤保護者のマイ ナンバー （又は課税証明書）	⑥扶養誓約書
ア	○	○	○	○		
イ	○	○	○		○	
ウ	○	○	○		○	○

○必要書類について（上記表の①～⑥）

- ①申請書、②保護者全員の住民票（令和6年4月1日現在の居住地がわかるもの）
- ③振込口座申出書、④生業扶助受給証明書（生活保護を受給している方のみ）
- ⑤保護者のマイナンバー又は令和5年度の課税証明書等（令和4年中の所得）
（⑤については、石川県内の私立高等学校等に在学し、就学支援金の申請で提出した方は、提出不要です。）
- ⑥扶養誓約書（15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる方のみ）

○ 石川県内の学校に在学する生徒は、各学校の提出期限までに、上記の書類を在学している学校の事務室まで提出してください。

【問い合わせ先】 在学する高等学校等 または 石川県総務部総務課（tel:076-225-1233）